

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新倉蔵線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>和光市新倉一丁目四二二七番一 地先から 同市新倉一丁目四二二五番一 地 先まで</p>	<p>和光市新倉一丁目四二二七番一 地先から 同市新倉一丁目四二二五番一 地 先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>八・五九〇 一三・二二〇</p>	<p>八・五八〇 一〇・八二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>四二・八一</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>